

大館市社会福祉協議会指定居宅介護支援サービス 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の概要・提供できるサービスの地域

事業所名	大館市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
指定番号	0570401836
所在地	大館市字三ノ丸103番地4
管理者の氏名	成田 初音
電話番号	0186-49-2588
FAX番号	0186-42-8105
サービスを提供する地域	大館市

(2) 事業所の従業者体制

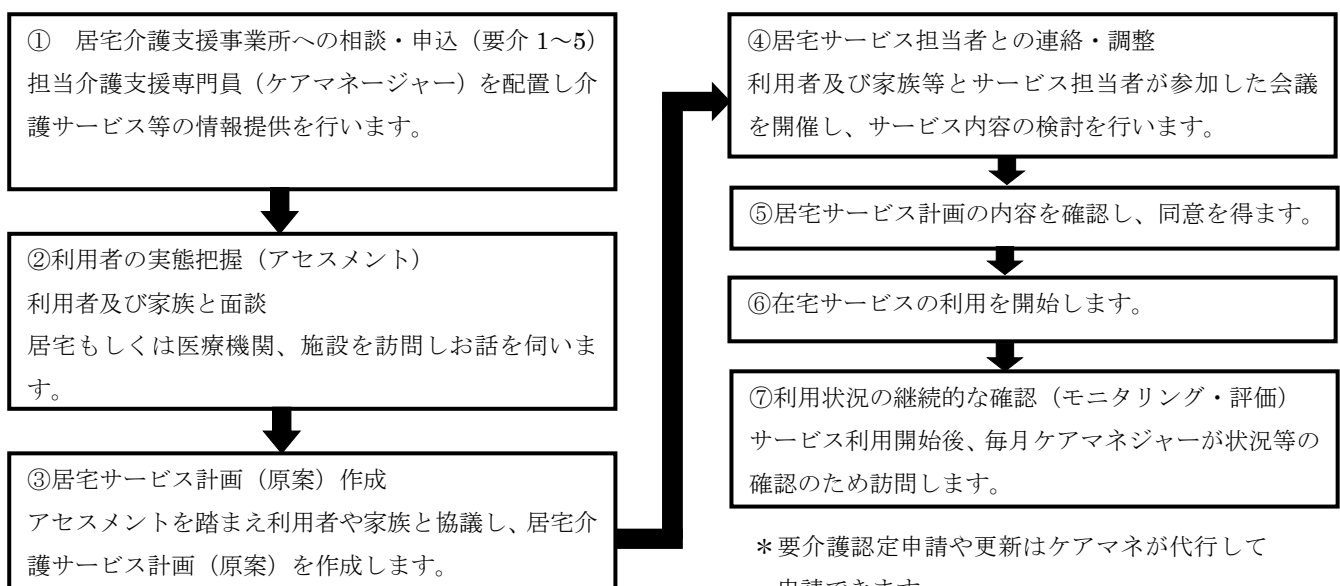
職 種	職務の内容	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1名（兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	10名以上
事務員	事務全般	1名以上

(3) 窓口開設時間及び休日

窓口相談日、時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
休日	日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

*緊急時の対応などを24時間体制で行っておりますので、ご相談下さい（電話番号は49-2588）

3. 居宅介護支援サービス（申込からサービス提供までの流れ）



4. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定を受けられた方は、通常の場合は介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。

居宅介護支援費	要介護1又は2	10,860円/月
	要介護3、4又は5	14,110円/月
特定事業所加算Ⅱ	要介護1、2、3、4、5	4,210円/月
初回加算	サービス利用開始月	3,000円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院時に医療機関に対して情報提供した場合	2,500円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,000円/月
退院・退所加算	入院等期間中に当該職員と面談を行い居宅サービス利用に関する調整を行った場合(3回を限度に)	4,500円～ 9,000円/月
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者に対し医師の助言を受けつつ支援を行った場合	4,000円/月
通院時情報連携加算	受診時に医師等と情報連携しプランに繋げた場合	500円/月

(2) その他の費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道おおむね30km以上の場合

10kmにつき 100円

5. 居宅サービス利用方法について

(1) 居宅サービス利用開始

契約を締結したのちサービス提供を開始します。

(2) サービスの中止

利用者が居宅介護に係るサービス提供を終了する場合は事前にお申し出下さい。

施設入所、亡くなられたとき、要介護認定区分が非該当と認定された場合は自動終了となります。

当事業所の人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、サービスの提供終了1カ月前までに文書で通知するとともにその他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

6. 居宅介護支援提供にあたっての留意事項について

利用者が要介護状態となった場合でも可能な限り居宅においてその有する能力に応じた生活を営むことが出来るよう配慮します。

(1) サービス提供事業所の選択と決定

・当事業所は、ご利用者に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、公正中立の立場で複数の事業所を紹介し、ご利用者に選択および決定していただきます。

また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由については、いつでも説明に応じます。

・ご利用者の意思及び人格を尊重しケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から以下について説明し、ご理解を得たうえで署名していただきます。

① (前6カ月間に作成したプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具等の) 各サービスの利用割合

② (上記の) 同一事業所によって提供されたものの割合

(2) 医療機関との連携促進

・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見

を求めることとされており、この場合医師等に対してケアプランを交付することが義務付けられています。

- ・病気や怪我の治療などで入院加療が必要となった場合、医療と連携しながらご利用者の退院後の生活が不安なく送ることが出来るよう支援させていただきます。

そのため、入院時には病院に対し、担当介護支援専門員の名前等をお伝えください。また、当事業所にも入院になったことをご連絡ください。

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を受けたうえでケアプランにつなげます。
- ・看取り期において居宅サービス等利用に向けて利用者の退院時等の相談・調整に応じていきます。

- (3) 訪問回数の多いケアプランについて、利用者の自立支援、地域資源の有効活用などの観点から、訪問介護（生活中心型）を位置付ける場合には市町村にケアプランを届け出し、内容を検証しながらより効果的なプランにつなげます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

(1) サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

(2) ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、損害賠償責任を減じさせていただきます。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

12. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 身体拘束に関する事項

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 4. 感染症予防やまん延防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

1 5. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

1 6. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者 : 成田 初音

ご利用時間 : 月～土曜日 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0186-49-2588

※当事業所以外に市町村へ相談・苦情を申し出ることができます。

大館市福祉部長寿課 介護保険担当

電話番号 : 0186-43-7055

受付時間 : 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

※秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情窓口

電話番号 : 018-883-1550

受付時間 : 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

1 7. 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

私は上記の通り指定居宅介護支援事業サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いましたので下記に記名押印のうえ、各自1通を保有する事にします。

令和 年 月 日

大館市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

・説明者職名 介護支援専門員 _____ 印

私は本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅支援サービスの提供開始に同意します。

・ご利用者住所 _____

氏名 _____ 印

・署名代行者住所 _____

(本人との関係) _____ 氏名 _____ 印